

自然環境の保全について

1 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けた取組について

(1) 概要

- COP10は、平成22(2010)年10月18日～29日に愛知県名古屋市において開催。27日～29日に閣僚級会合を予定。遺伝子組換え生物に係るカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP/MOP5)が10月11日～15日に開催。
- 2010年は国連の定める「国際生物多様性年」であり、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年にも当たり、国際的にも大きな注目を集める会議。
ホスト国として生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に向けた積極的な姿勢を対外的にアピールする格好の機会。

(2) 議題

○主要議題

- ・改定戦略計画の採択(ポスト2010年目標の策定)
- ・遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的枠組みの検討完了
- ・カルタヘナ議定書「責任と救済」に関するルールと手続
- その他、「保護地域」「持続可能な利用」「海洋の生物多様性」「生物多様性と気候変動」等

(3) 日本の取組

- 議長国として、国際的なリーダーシップを発揮するため、ポスト2010年目標に関する日本提案を検討(年内に条約事務局に提出予定)。
自然資源の持続可能な管理・利用を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ」を提唱するなど、国際的な取組を推進。
- 生物多様性基本法に基づく国家戦略策定に向けて、現在、生物多様性国家戦略小委員会で御議論いただいております。年度内の閣議決定を目指し検討中。
- 平成21年から生物多様性白書を、生物多様性基本法に基づく年次報告として国会へ提出(6月提出)。
- 平成21年8月に事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表。
- 平成21年9月に地方公共団体が「生物多様性地域戦略」を策定する際の参考となる「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成。
- 生物多様性の保全、持続可能な利用を推進するため、優れた取組を顕彰する「生物多様性 日本アワード」を創設し、平成21年10月にグランプリを発表。
- 平成21年10月にCOP10のロゴマークとスローガンを決定・公表。

生物多様性条約とCOP10の概要

■ 経緯

- 1992・ 5 採択
- 1992・ 6 国連環境開発会議
(リオ・サミット)で署名
- 1993・ 5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の
持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる
利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数 192ヶ国 [ECを含む。米は未締結]

■ 条約事務局 カナダ・モントリオール

◆ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年
までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で
採択

◆ 生物多様性国家戦略

- ・締約国は、条約第6条に基づき生物
多様性国家戦略を策定
- ・わが国は2007年11月に第3次生物
多様性国家戦略を閣議決定

◆ 締約国会議

(COP: Conference of the Parties)

- ・条約の実施等に関する意思決定を
行う場。概ね2年に1度開催



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

Biodiversity is life.
Biodiversity is our life.

- 期 間: 2010年10月18日～29日
(閣僚級会合 27日～29日)
- 場 所: 愛知県名古屋市(名古屋国際会議場)
- 参加者: 締約国約190カ国、国際機関、オブザーバーなど
約1万人の参加を想定
- 議長国: 日本(環境大臣)



いのちの共生を、未来へ
Life in harmony, into the future

■ COP10の大きなテーマ

- ・ 2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
- ・ ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する国際的枠組みの検討完了
- ・ カルタヘナ議定書「責任と救済」に関するルールと手続き
- ・ 保護地域、持続可能な利用、資金メカニズム、科学的基盤の強化(IPBES)、
気候変動と生物多様性、民間参画 等

◆ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書

- ・ 2000年1月 採択、2003年9月 発効
- ・ 生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物が生物多様性の保全及び持続
可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定。
- ・ 2010年10月11日～15日には、COP10とあわせて、愛知県名古屋市の同じ
会場において第5回締約国会議(MOP5)が開催される予定。

- 2010年は、国連 国際生物多様性年

ポスト2010年目標（日本政府案）

中長期目標（2050年）

人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の損失を止め、その状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。

短期目標（2020年）

中長期目標を達成するため、

- ①生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。
- ②生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。
- ③生物多様性の主流化を図り、多様な主体が新たな活動を実践する。

個別目標

- A多様な主体の参加促進
- B開発・貧困対策と生態系保全を調和させる手法の普及・確立
- C持続可能な農林水産業比率の増加
- D生物多様性への脅威への対策
- E種の保全の拡充・生態系保全面積の拡大
- F生態系サービス享受の仕組整備・人類の福利向上
- G伝統的知識の保護とABS取組促進の体制整備
- H地球規模での状態把握・分析評価・理解の促進
- I資金的、人的、科学的、技術的な能力の向上

国家戦略の法定化

第三次国家戦略

第1部：戦略

【重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

【課題】

3+1の危機

【長期的視点】

100年先を見据えたグランドデザイン

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

4つの基本戦略

- I 社会に浸透
- II 人と自然の関係の再構築
- III 森・里・川・海のつながりの確保
- IV 地球規模の視野を持った行動

第2部：行動計画

・約660の具体的施策

国家戦略

■生物多様性基本法を踏まえ

- 「主流化」促進
- 地域レベルの取組推進
- 絶滅のおそれのある種の保全施策の充実
- ホットスポット・海洋

■COP10開催を踏まえ

- ポスト2010年目標への貢献
- 科学と政策のインターフェース強化
- SATOYAMAイニシアティブ

地域戦略策定の動き

2 改正自然公園法及び改正自然環境保全法の施行について

(1) 改正法の概要

- 平成21年3月、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化を図り、より積極的に生物の多様性の確保に寄与するため、第171回国会に「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案」を提出。5月27日成立、6月3日公布。

<自然公園法の一部改正>

① 目的の改正

法の目的として「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加する。

② 海域における保全施策の充実

海中の景観を維持するための海中公園地区を海域公園地区に改め、当該地区内で環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用について許可を要する行為を追加する。

また、国立公園等の海域内においても、利用調整地区を指定できることとする。

③ 生態系維持回復事業の創設

国立公園等における生態系の維持又は回復を図るため、国等が生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の者についても、環境大臣等の認定を受けて、自然公園法上の許可を要しないで当該事業を行うことができることとする。

④ 特別地域等における行為規制の追加

国立公園等の特別地域において環境大臣等の許可を要する行為として、一定の区域内での木竹の損傷、本来の生息地以外への動植物の放出を追加する。

⑤ 公園事業の執行に関する規定の整備

これまで施行令に規定されていた公園事業の執行に関する規定を法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。

＜自然環境保全法の一部改正＞

① 目的の改正

法の目的において「生物の多様性の確保」を明確化する。

② 海域における保全施策の充実

海中の自然環境を保全するための海中特別地区を、海域特別地区に改め、当該地区内で環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用について許可を要する行為に追加する。

③ 生態系維持回復事業の創設

自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るため、国が生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の者についても、環境大臣の認定を受けて、自然環境保全法上の許可を要しないで当該事業を行うことができることとする。

④ 自然環境保全地域における行為規制の追加

自然環境保全地域の特別地区において環境大臣の許可を要する行為として、一定の区域内での木竹の損傷、本来の生息地以外への動植物の放出を追加する。

(2) 今後のスケジュール (案)

○ ～平成22年3月31日

政省令案の検討、パブリックコメント、政省令の公布
法改正に伴う新制度の国民への周知

○ 平成22年4月1日 施行 (予定)

自然公園法及び自然環境保全法の改正について

法律改正の必要性

➤生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

- ・生物多様性基本法の制定（平成 20 年）等、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大

➤生物を育む、豊かな海域の適切な保全

- 干潟、サンゴ礁等の生物多様性に富んだ海域は、海の恵みを育む場であり、美しい景観は重要な観光資源となるなど、豊かな国民生活を支える環境として適切な保全が必要
- ・現行の制度（海中公園地区）は海中の景観のみを保全の対象としており、海中と海上が一体的に豊かで美しい海域環境を構成する、干潟、岩礁域等の保全には不十分
- ・一方、無秩序なウォッチングツアー等による海域の野生動物への影響等が顕在化

➤シカの食害等により損なわれた生態系の回復

- ・シカによる食害の深刻化、他地域からの動植物の侵入等による生態系への被害が各地で発生

生物の多様性の確保のための施策の充実

改正法の骨子

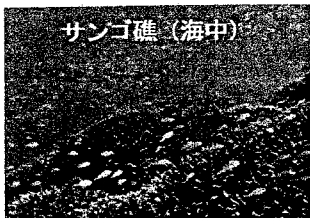
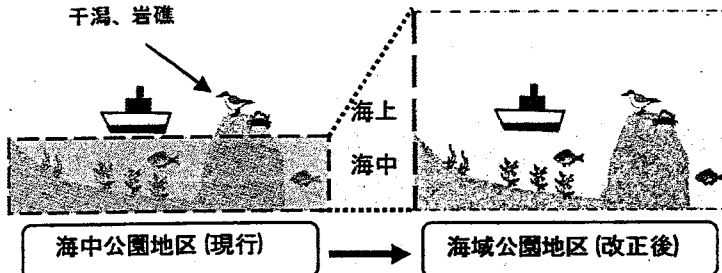
1. 目的規定の改正※ — 「生物の多様性の確保」を目的規定に追加 —

2. 海域における保全施策の充実

①海域公園地区制度の創設※

海中だけを対象とした海中公園地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進

干潮時に干出する
干潟、岩礁



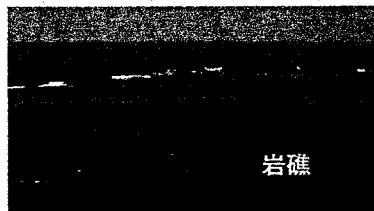
サンゴ礁（海中）



海鳥の生息地（海上）



干潟



岩礁

②海域における利用調整地区制度の創設

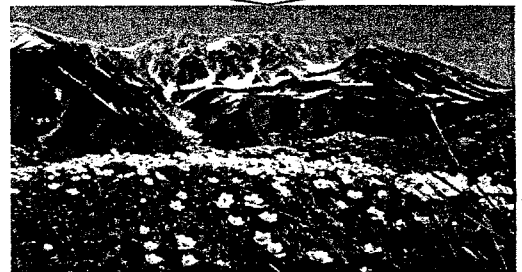
過剰な利用をコントロールして、海域の生態系の保全と持続可能な利用を推進する

3. 生態系維持回復事業の創設※

国立公園等でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、防護柵の設置等を始めとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を促進



生態系の維持回復



4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等※

生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加

※自然環境保全法についても同様の改正を実施

施行日：公布の日（平成 21 年 6 月 3 日）から起算して 1 年以内を予定。

3 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) に基づく基準・規格の設定について

(1) 経 緯

- 平成20年6月、動物愛護の観点からペットフードの安全性を確保することを目的とし、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」公布。
- 平成20年7月、犬及び猫用ペットフードの①成分規格、②製造の方法の基準、③表示の基準について、中央環境審議会に諮問。これらの基準は法に基づき、中央環境審議会及び農業資材審議会の意見を聴いて設定。
- 平成21年1月、パブリックコメント(30日間)の実施。
- 平成21年4月、答申。省令公布。
- 平成21年6月、ペットフード安全法施行。

(2) 基準規格の概要

① 成分規格

分 類	物質	上限値 (ppm)
かび毒	アフラトキシン	0.02
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用にあつては、エトキシキン75ppm以下

② 製造の方法の基準

- ア 有害な物質を含み、病原微生物に汚染されている原材料を用いてはならない。
- イ 有害微生物を抑えるために、適切な加熱処理や水分調整などを行う。
- ウ 猫用ペットフードにプロピレングリコールは用いてはならない。

③ 表示基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から必要な以下の5つの事項の表示を義務化。

- ア 名称、イ 原産国名、ウ 賞味期限、
- エ 事業者名及び住所・所在地、オ 原材料名

(3) 今後の予定

成分規格及び製造の方法の基準については平成21年12月から、表示の基準については平成22年12月から適用される。

今後は、重金属、有機塩素系農薬の成分について、実態調査を実施し、科学的知見を収集して、基準値の設定を行っていく予定。

4 改正温泉法の施行について

(1) 改正概要

① 平成19年4月公布の改正温泉法

入浴者に対する温泉の成分についての情報提供の充実を図るため、定期的な温泉成分分析（10年ごと）とその結果の掲示の義務づけを内容とする改正温泉法が平成19年4月に公布され、同年10月から施行。

平成12年1月1日以前に温泉成分分析を行った事業者については、経過措置が設けられ、温泉成分分析を平成21年12月末までに行う必要。

② 平成19年11月公布の改正温泉法

平成19年6月に東京都渋谷区において発生した温泉汲み上げ施設での爆発事故を踏まえ、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の採取の許可制度の創設を内容とする改正温泉法が同年11月に公布され、平成20年10月から施行。

温泉の採取の許可の基準は、「採取のための施設等の可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準への適合」等。

既存の事業者については、経過措置が設けられ、可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準として定められている対策のうち、ガス分離設備の設置等のハード系の対策を平成22年3月末までに行う必要。

(2) 改正温泉法の適正な施行に向けて

環境省では、温泉利用事業者への指導等により改正温泉法の適正な施行が図られるよう都道府県知事等に対し通知するとともに、温泉利用事業者向けパンフレットの作成・配布・ホームページへの掲載、温泉成分及び可燃性天然ガスの分析機関に対する講習会等を実施。

5 小笠原の世界遺産登録に向けた取組について

1 遺産名 小笠原諸島

2 所在地 東京都小笠原村

東京湾からおよそ1,000km（竹芝～父島間）南方の海上に、南北400kmにわたって散在する大小30余りの島々。父島に約2,000人、母島に約450人が居住。東京の竹芝から父島まで船で25時間半。

3 推薦区域等

○推薦区域

- ・ 聳（むこ）島列島、父島列島（父島を除く）、母島列島（母島を除く）
西之島、北硫黄島、南硫黄島の全島
- ・ 父島及び母島の一部
- ・ 父島属島の南島周辺の海域

○面積

陸域	約6,350 ha
海域	約1,050 ha
計	約7,400 ha

4 共同推薦省庁 環境省、林野庁及び文化庁

5 世界自然遺産としての価値

○クライテリア(viii)：地質・地形（地球の進化史）

- ・ 推薦地は、大陸地殻を形成する場である海洋性島弧の発達史を陸上に露出した岩石や地層の中に記録。

○クライテリア(ix)：生態系（生物進化の過程）

- ・ 推薦地は、海により隔離された小さな島嶼において独自の種分化をとげた多くの固有種、生物相、生態系が観察でき、小規模な海洋群島における種分化の過程を示す顕著な見本である。

○クライテリア(x)：生物多様性（国際的希少種の生息生育地）

- ・ 推薦地は、多様な起源の生物相や地形・気候の影響により小さな海洋島でありながら、単位面積あたりの生物種数が多く、固有種率も高く、多くの国際的希少種の生息・生育地となっており、北太平洋海域における生物多様性保全のために不可欠な地域である。

6 推薦に向けた取組

○外来種対策

- ・ これまで関係機関（環境省、林野庁、東京都、小笠原村）やNPOが連携して実施。
- ・ 兄島でノヤギ、弟島でノブタ、ウシガエルをほぼ根絶し、母島南崎でノネコの排除・侵入防止により海鳥の繁殖地が回復するなど一定の成果。
- ・ 今後の対策について、世界自然遺産の管理計画及び生態系保全のアクションプランを取りまとめ、関係機関等が連携して実施予定。

○保護担保措置の強化

- ・ 推薦地のうち陸域の大部分が、特別保護地区又は第一種特別地域に指定。
- ・ 推薦地のうち南硫黄島を除く小笠原諸島の陸域すべてが鳥獣保護区に指定。
- ・ 小笠原希少昆虫・植物9種等を国内希少野生動植物種に指定。

7 検討経緯と今後のスケジュール

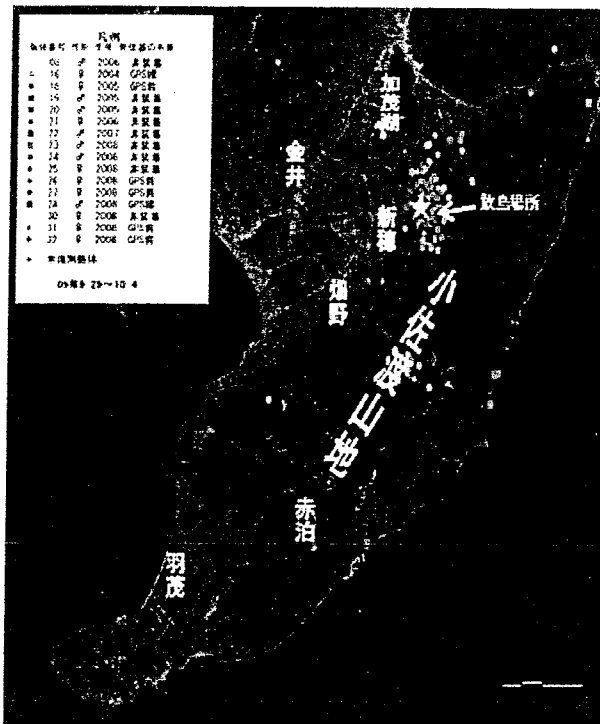
平成15年3～5月	「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開催（環境省、林野庁）、小笠原諸島を世界自然遺産の候補地として選定
平成19年1月	世界遺産委員会事務局（ユネスコ世界遺産センター）へ暫定リスト提出
平成19年4月以降	環境省、林野庁、東京都、小笠原村の連携により、推薦書案、管理計画案の作成作業
平成21年7～8月	「世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画（案）」の意見公募
平成21年9月	推薦書暫定版の提出を政府として正式決定、世界遺産委員会事務局へ提出
（今後の予定） 平成22年1月	・ 地域連絡会議において管理計画（案）を取りまとめ、関係機関が共同で策定 ・ 推薦書正式版の提出について政府として正式決定 ・ 世界遺産委員会事務局へ推薦書正式版を提出（2／1締切）
平成22年夏頃	IUCN(国際自然保護連合)による現地調査
平成23年7月頃	世界遺産委員会による登録の可否の審査

6 トキについて

(1) トキ野生復帰の取組

① 第2回放鳥について

- 平成21年9月29日、新潟県佐渡市において20羽（オス8羽、メス12羽）を放鳥。
- 第1回放鳥個体も含め最大で9羽のトキが放鳥場所付近で一緒に採餌している様子が確認されている。また、3、4羽で同時にねぐら入りする様子も確認されている。



第2回放鳥トキの主な確認地点
(10月22日時点)



佐渡市新穂地区にて枯れ木に止まるトキ

② 今後の予定

放鳥個体のモニタリングを継続するとともに、次期野生順化訓練を進める。モニタリング結果と専門家等の意見を踏まえて、放鳥を繰り返して行い、平成27年頃に小佐渡東部地域に60羽の定着を目指す。

(2) トキの分散飼育

① 概要

トキ保護増殖事業計画に基づき、鳥インフルエンザ等の感染症による絶滅の回避などを目的に実施。

② 分散飼育実施地

石川県、出雲市(島根県)、長岡市(新潟県)。

③ 開始時期の見通し

石川県に12～1月頃に2ペア(4羽)を移送、分散飼育を開始予定。出雲市、長岡市は受入れ体制の整備中。